

高知県子ども・子育て支援会議設置条例をここに公布する。

○高知県子ども・子育て支援会議設置条例

(平成 25 年 3 月 29 日条例第 30 号)

高知県子ども・子育て支援会議設置条例

(設置等)

第 1 条 この条例は、子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。第 3 条において「法」という。)第 77 条第 4 項の規定に基づき、同項の審議会その他の合議制の機関として高知県子ども・子育て支援会議(以下「支援会議」という。)を設置するとともに、同条第 5 項において準用する同条第 3 項の規定により支援会議の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 支援会議は、委員 15 人以内で組織する。

(委員)

第 3 条 委員は、子ども(法第 6 条第 1 項に規定する子どもをいう。)の保護者(同条第 2 項に規定する保護者をいう。)、子ども・子育て支援(法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援をいう。)に関し学識経験を有する者その他知事が適当であると認める者のうちから、知事が委嘱する。

(任期等)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第 5 条 支援会議に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、支援会議を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 支援会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長が当たる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、及び議決をすることができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、及び意見を求めることができる。

(雑則)

第8条 この条例に定めるもののほか、支援会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第6条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日以後最初に開かれる会議は、知事が招集する。